

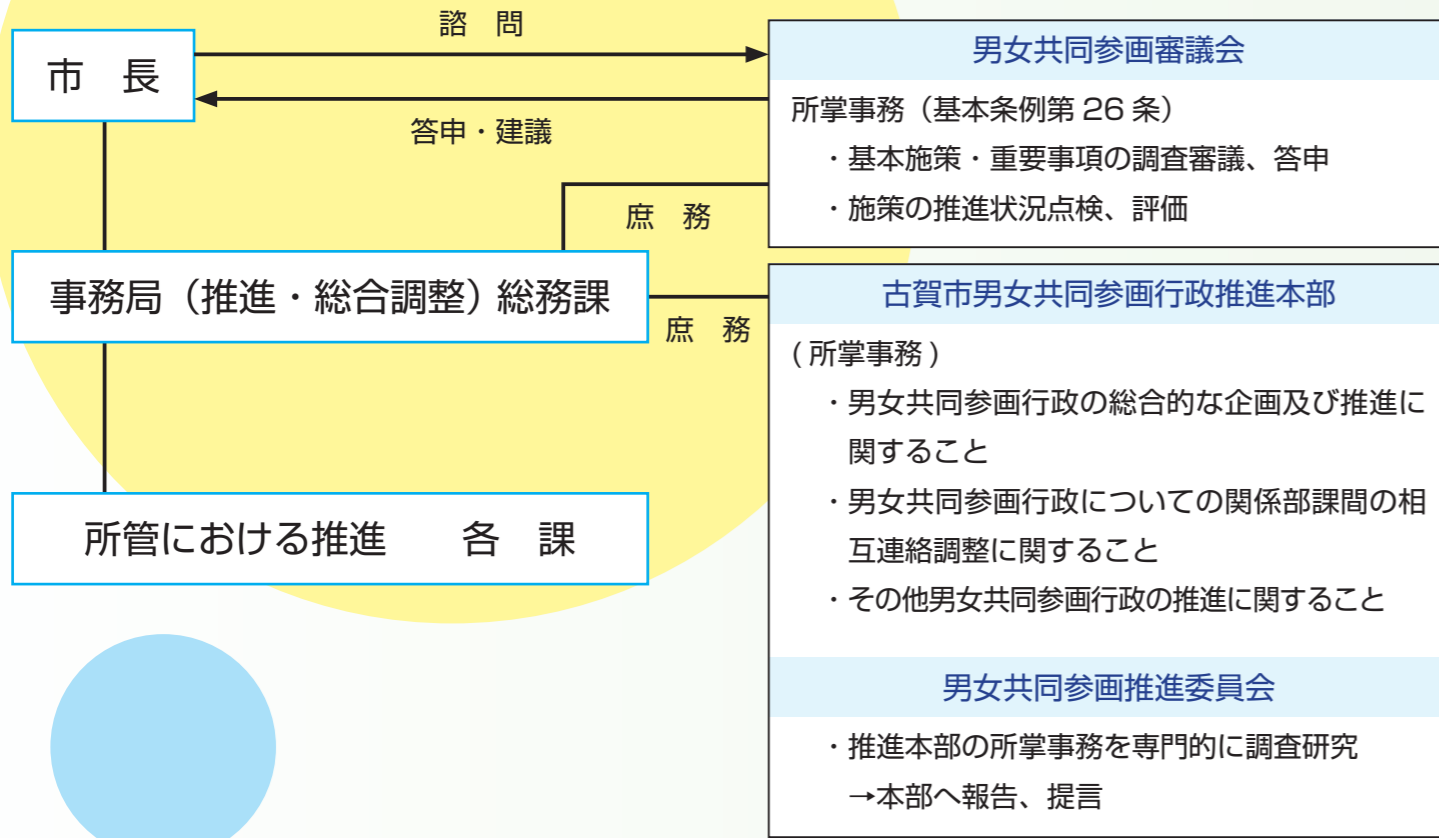
THE PARTNERSHIP WOMEN and MEN

パートナーシップ構築

男女共同参画のまち



古賀市男女共同参画に関する推進体制



計画の概要

計画の基本理念、目的

基本理念……………「人権の確立と両性の平等」
目的……………「男女共同参画社会の確立」

計画の基本目標

- I. 男女平等意識の向上
- II. あらゆる分野における男女共同参画の実現
- III. 男女の自立と社会参画に向けた環境整備
- IV. 女性への暴力根絶

計画の位置づけ

- ア. この計画は、「憲法」の精神を基に、「男女共同参画社会基本法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画であります。
- イ. この計画は、上記アに加えて、「古賀市男女平等をめざす基本条例」に基づく計画であり、「第4次古賀市総合振興計画」や「古賀市人権施策基本指針」との整合性を図りながら、女性問題の解決と男女共同参画社会実現を目指す施策の基本的方向を示し、施策を体系化・具体化しています。
- ウ. この計画は、古賀市がこれまで実施してきた「意識調査」等の結果を分析して、「男女共同参画審議会」の答申を尊重し策定しています。
- エ. この計画は、市民、地域、事業所、各種団体の協力・連携のもと、「古賀市男女共同参画行政推進本部」を中心に行政の総力を挙げて推進を図るものです。

計画の期間

この計画の期間は、平成24（2012）年度から平成33（2021）年度までの10年間としています。なお、実施計画（具体施策）については、中間年で点検・見直し作業を行います。

古賀市

男女共同参画に関する用語解説

エンパワーメント

「力をつけること」をいいます。（とくに、他者に行使する権力ではなく、自分で何かを行うことができるようにする力を指して、この用語が用いられます。）女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力をもち、社会的・経済的・政治的な意思決定過程に参画することを意味します。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家事・育児」というように、家庭や職場のあらゆるライフステージにおいて、男性と女性では異なった役割が固定的に与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことをいいます。

社会的性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス：sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には社会的・文化的に作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を社会的性別（ジェンダー：gender）といいます。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反する性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、または、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。昇進など労働条件と引き換えに迫る「対価型」と、卑猥な言葉を浴びせるなどして就業環境を害する「環境型」に分類されます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV

家庭内暴力の中でも特に、夫、婚約者、離婚した夫、別れた恋人、同棲相手などが、身体的、心理的、経済的、性的なあらゆる暴力を複合的に継続して振るい、女性の心身を支配し恐怖を抱かせる行為をいいます。また、男性が被害者となる場合も発生しています。特に交際中に恋人から受ける同様の暴力をデートDVと称します。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

スイスに本部を置く非営利財団「世界経済フォーラム（World Economic Forum）」は、毎年、世界各国・地域の男女の格差を示した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI：Gender Gap Index）」を公表しています。この指数は、男女の格差に焦点を当てており、指数は経済、教育、保健、政治の4つの分野を対象として計算され、0が完全平等、1が完全平等を意味しています。

2011年、日本は135カ国中98位で、特に政治、および経済分野における男女の格差が大きいため、低い順となっています。

順位	国名	値
1	アイスランド	0.8530
2	ノルウェー	0.8404
17	アメリカ	0.7412
98	日本	0.6514

THE PARTNERSHIP WOMEN and MEN

パートナーシップで築く男女共同参画のまち

基本目標と施策の体系（第2次計画）

基本目標

I

男女平等意識の向上

性差別の実質的な解決を図るため、「男は仕事、女は家庭」というような男女の役割を固定的に考える意識を是正し、平等意識の向上を図るための取組みを進めていきます。

基本方向

1 男女平等意識の形成

2 男女平等教育の促進、充実

基本施策（基本計画）

- (1) 固定的性別役割分担意識の是正
- (2) 情報媒体における男女平等意識の啓発推進
- (1) 教育現場における男女平等教育の促進
- (2) 社会教育における男女平等教育の促進

基本目標

II

あらゆる分野における男女共同参画の実現

政策、方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、男女が共に就労や家庭生活、地域活動において対等な立場で参画し、支え合う社会づくりを推進します。

基本方向

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

2 家庭生活、地域活動における男女共同参画の促進

3 就労の場における男女共同参画の促進

4 国際的視野に立った男女共同参画の推進

基本施策（基本計画）

- (1) 審議会、協議会等における男女共同参画の推進
- (2) 市の機関における男女共同参画の推進
- (3) 公共的機関、自治組織及び各種市民団体における男女共同参画の促進
- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 地域活動における男女共同参画の促進
- (1) 事業所における男女共同参画の促進
- (2) 自営業（商工業、農業）における男女共同参画の促進
- (1) 国際的動向の理解推進

計画の推進

- 1. 市長を本部長とし、庁内推進体制の機能強化を図ります。
- 2. 市民・企業・関係団体等との連携を図り、男女共同参画を推進します。
- 3. 計画の実施状況を評価し、計画の見直しを適宜行います。
- 4. 広く市民からの意見を聞き、男女共同参画の効果的な施策を推進します。

基本理念

…人権の確立と両性の平等

目的

…男女共同参画社会の確立



基本目標

III

男女の自立と社会参画に向けた環境整備

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実施することにより、男女が共に育児・介護に携われる環境づくりを推進するとともに家庭や地域生活においても多様な生き方を選択・実現するための取組みを進めていきます。

基本方向

1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援

2 生涯を通じた健康管理への支援

基本施策（基本計画）

- (1) 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援
- (2) 女性の能力発揮に対する支援
- (3) 男性の社会的自立に対する支援
- (4) ひとり親家庭の自立に対する支援
- (5) 重複差別を受けないための支援
- (6) 豊かな高齢期を送るための支援
- (1) 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進



基本目標

IV

女性への暴力根絶

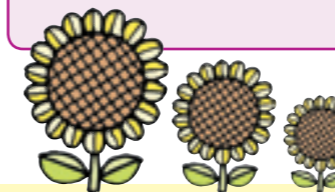
暴力には、身体的暴力だけでなく精神的、性的、経済的暴力があることを示しながら、暴力をしない、させないための取組みを進めていきます。

基本方向

1 女性への暴力根絶と被害者支援

基本施策（基本計画）

- (1) 配偶者からの暴力の根絶に向けた取組
- (2) セクハラ等女性への暴力の根絶



男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、その実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。